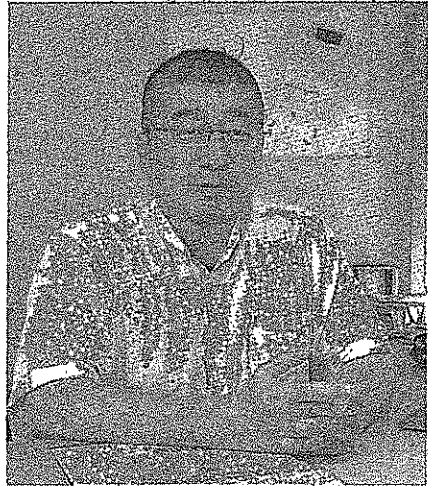


南スーダンPKO 戦争法の新任務検討

安保法制―戦争法の成立から1年を迎えようとする中、南スーダンで国連平和維持活動(PKO)に派兵中の自衛隊に、最初の新任務(駆け付け警護・宿営地の共同防護など)の付与が検討されています。世界各地の紛争現場で武装解除などに携わってきた東京外国語大学の伊勢崎賢治教授(国際関係論)に話を聞きました。聞き手・写真 池田晋

東京外国語大学教授(国際関係論) 伊勢崎 賢治 さん



――自衛隊が駐留する首都ジュバでは7月、政府軍と反政府軍を中心とする戦闘が激化し、国連安理会は8月に国連南スーダン派遣団(UNMISS)の傘下に4000人規模の「地域防護部隊」を増派すると決議しました。決議は、住民保護や国連施設を守るため、この部隊に先制攻撃まで認められています。

先制攻撃を容認

隣国コンゴでのPKOでは3年前、武装集団せん滅のため、やはり先制攻撃を認める「介入旅団」が投入されました。これの名前を変えただけです。

特定集団が標的のコンゴと異なり、いま南スーダンで起きているのは、大統領派と前副大統領派による内戦が絡む大規模な人道危機です。人類史上初めての事態で、非常に難しい部隊運用となるでしょう。

住民を見殺しにしないためには最悪の場合、受け入れ国の政府軍とPKO部隊との交戦も避けられない。そういう

完全に憲法9条に抵触 内戦下で駐留 説明つかず

PKOに自衛隊は参加していません。

――日本政府はジュバの情勢悪化後も、停戦合意などを柱とするPKO参加5原則は「崩れていない」と言っています。そもそも原則というものは、自衛隊が行く場所が戦場ではないということを保証するために、「停戦が破れたら帰って来い」というものです。

2013年末に南スーダンが内戦状態に入ってから、5原則はすっかり成り立っていないわけです。昨年8月に和平協定に署名はされましたが、やはり停戦合意は全然守られてきませんでした。今年7月の戦闘拡大を受けたマシャール副大統領の国外退避・解任は、和平が初期段階で頓挫してしまっただけのことです。

日本政府は原則を非常に恣意(し)的に解釈してきたわけですが、南スーダンの情勢悪化とPKOの変質で、この矛盾はもう説明がつかみません。国際社会で「武力紛争でない」「平和だ」と言っているのは日本だけです。

自衛隊出番なし

――安保法制に基づいた新任務についてどう考えますか。

これらは完全に憲法9条に抵触します。

「宿営地の共同防護」にしても、他国部隊と一緒に銃を持って基地周辺をパトロールという話なら、自衛隊ではなくなるわけですから、武力による威嚇でしょう。

「駆け付け警護」は、そもそも安倍首相の前提がおかしい。パネルを使いながら「日

- PKO参加5原則とは**
- ① 紛争当事者間で停戦合意が成立していること
 - ② 受け入れ国や紛争当事者がPKOや日本の参加に同意していること
 - ③ 中立性の厳守

- ④ ①～③の原則のいずれかが満たされない場合、自衛隊は撤収できる
 - ⑤ 武器使用は必要最小限に限る
- ※PKO法(1992年成立)で規定、2015年の戦争法で⑤に任務遂行型武器使用を追加

国連保護施設内で武器の捜索にあたるPKO要員＝7月、南スーダンの首都ジュバ(国連提供)



本の自衛隊が日本のNGOの命を守れない」と説明したわけですが、こんな考え方は国連にはありません。

自衛隊も国連司令部の指揮下にあり、国籍は関係ありません。「自衛隊だから日本人を守れるように」と言おう

こと自体が、国連の文化、鉄則に反しているのです。

日本という「駆け付け警護」は、国際的には単に「プロテクション(保護)」と言います。一義的には文民警察の仕事をします。

自衛隊が襲撃現場のすぐ近くにいるという場合もあるかもしれませんが、国連は危機の段階に応じて職員やNGOの退避計画(セキユリティープラン)を必ず定めており、治安悪化時には外に出て活動できなくなる施設隊の自衛隊の出番はまず考えられません。

撤退策の議論を

――PKO参加5原則と矛盾をきたしている自衛隊の活動を今後どうすべきでしょうか。

安保法制は廃止すべきだと思います。しかしそれだけでは、南スーダンの問題は全然解決しません。

とはいえ、「自衛隊はいますぐ撤退を」という意見には賛成できません。南スーダンを見放すと受け止められるからです。小康状態になる時期を見て、非軍事分野での支援策と引き換えに撤退するのが良いと思います。

非武装で敵と信頼醸成を図る軍事監視団へ自衛官を派遣したり、文民要員やお金を出すのも方法でしょう。与野党で手を結んで知恵を絞る必要があります。

このまま続ければ、殉職者が出ます。政府は必ずこれを政治利用するでしょう。その勢いで憲法9条を変えるのは、許されたいですかね。

私たちはいま、9条と交戦権との関係を真正面から問いつつ時期だと思えます。常備軍の禁止に加え、交戦状態に入ることも認めない。ここに9条の重みがあります。

戦後ずっと交戦してはいけないと憲法に掲げてきた日本が、1999年以来、交戦主体(紛争当事者)として先鋭化を続けてきたPKOに部隊を出せるはずはないのです。